

法テラス千葉

(日本司法支援センター
千葉地方事務所)

では、

2025年(令和7年)10月より、

外国人の方を対象とした通訳付きの法律相談

(弁護士による相談)を開始します。 ※要予約

◎ご相談言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語の10言語

※ご相談者様の側で、通訳ができる人をご用意される場合には、上記の10言語以外の言語でも法律相談を受けることができます。

◎相談場所

法テラス千葉(千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2階)

◎相談日時

毎月第4火曜日 13時45分から16時45分

◎相談内容

借金、離婚、労働問題、事故、お金のトラブル、ビザなどの法律相談

◎相談方法

面談

◎予約方法

★事前予約制 ★資力が一定の基準の範囲内の方のみを対象

ご予約は、法テラス多言語情報提供サービスまでお電話ください。

(上記10言語で対応)。

ご予約の電話番号： 0570-078377

(平日 9時00分から17時00)

ご予約の際は、

「法テラス千葉の法律相談の予約がしたい」とおっしゃってください。

